

令和4年度 組織改正について

企 画 部
政 策 企 画 課

直 通 934-4798

令和4年4月1日付けで、組織改正を予定しています。

■ 組織改正の概要

令和4年度は、喫緊の課題への対応及び組織のスリム化を図るため、次のとおり組織改正を行います。

1 市制100周年記念事業の推進のための体制整備

令和5年度における市制100周年記念事業の円滑な推進を図るため、政策企画課内に「市制100周年記念事業推進室」（課内室）を設置します。

2 共生社会の実現を目指すための体制整備

障害の「害」の字にマイナスのイメージを感じる人の心情に配慮し、障がいのある人もない人も共に心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指していくため、「障害福祉課」を「障がい福祉課」に、同課内の「障害者基幹相談支援センター」を「障がい者基幹相談支援センター」に名称変更します。

3 オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用したスポーツ交流の一体的な推進のための体制整備

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が終了し、そのレガシーを活用したスポーツ交流の一体的な推進を図るため、ウィズスポーツ課の「オリンピック・パラリンピック推進係」を同課の「スポーツ交流係」に統合します。

4 市営住宅の効率的な管理運営及び整備等のための体制強化

令和4年度から市営住宅今沢団地建替事業が本格化することを機に、市営住宅の管理運営及び整備等をより効率的に行うため、住宅営繕課の「市営住宅係」を分割し、「市営住宅管理係」及び「市営住宅整備係」を設置します。

5 その他の改正

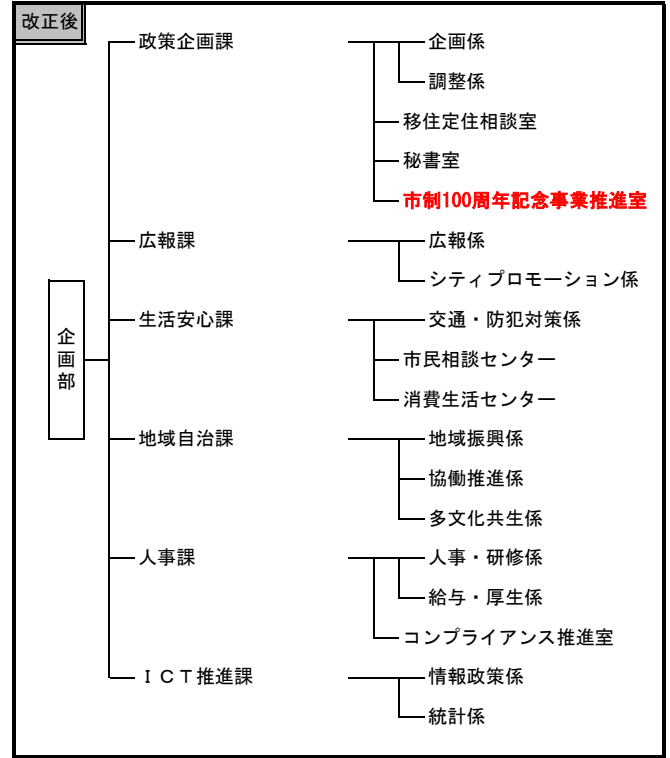
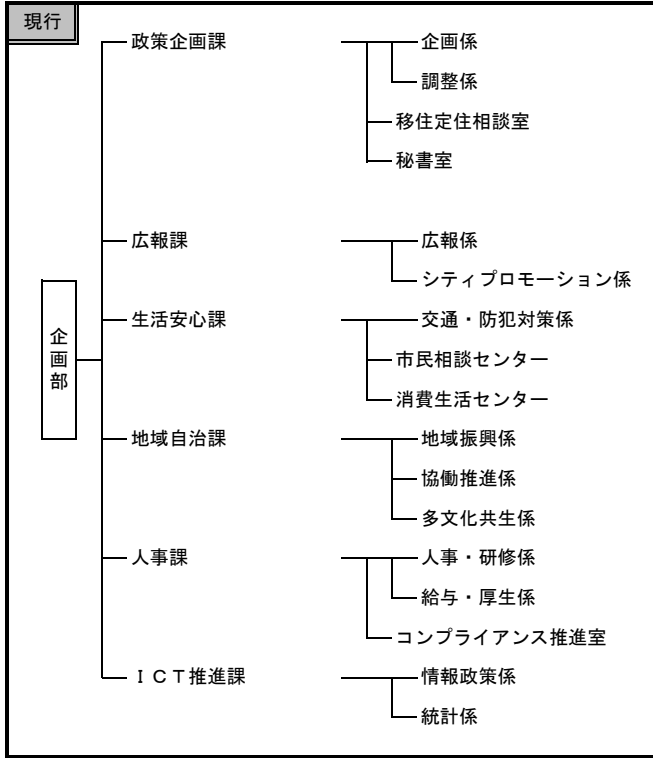
組織をスリム化するため、出先機関としての「クリーンセンター」を廃止し、生活環境部の直轄として「クリーンセンター管理課」及び「クリーンセンター収集課」を設置します。

令和4年度 組織改正新旧対照表

(令和4年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…（点線）で明らかにし、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ④ 改正する部署については、赤字で表記する。

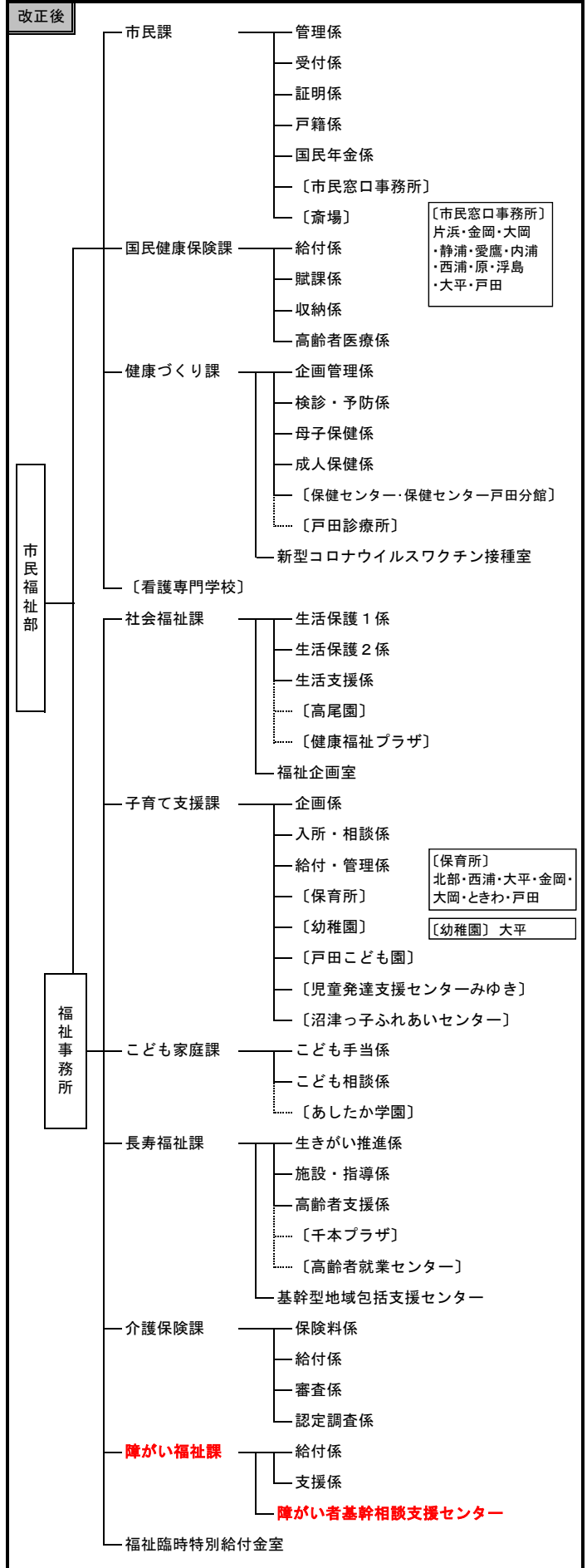
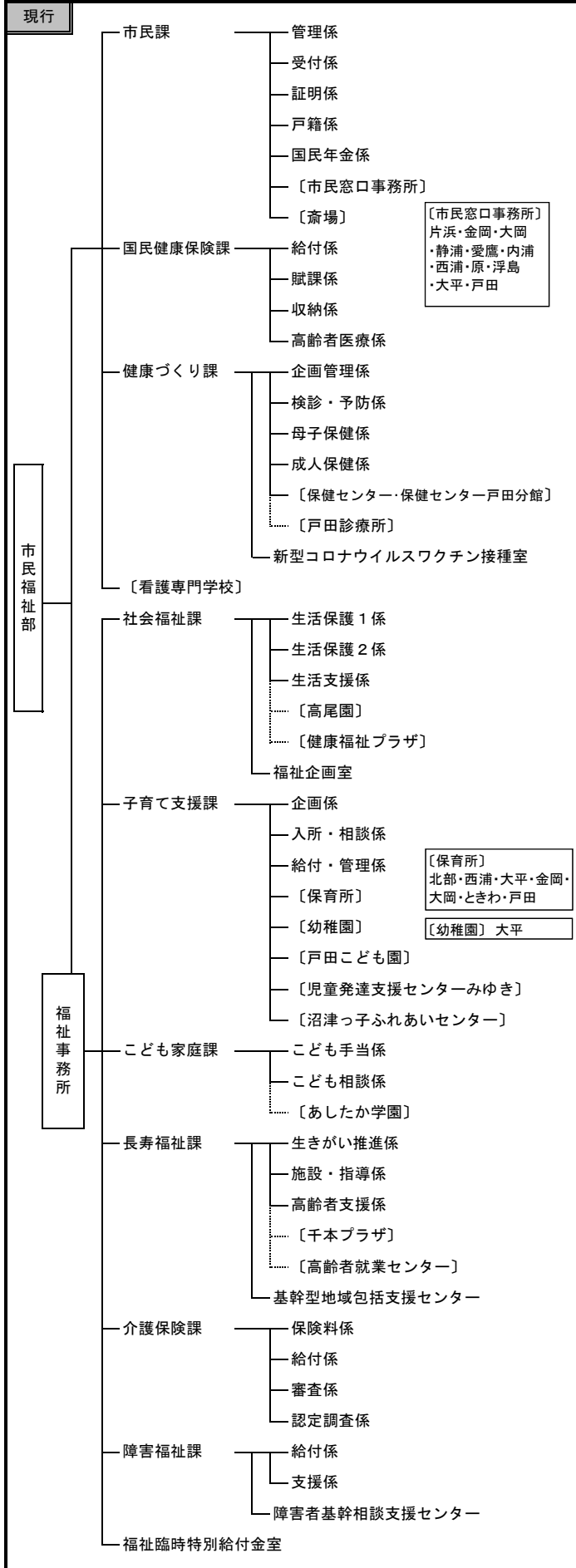
＜企画部＞



●政策企画課

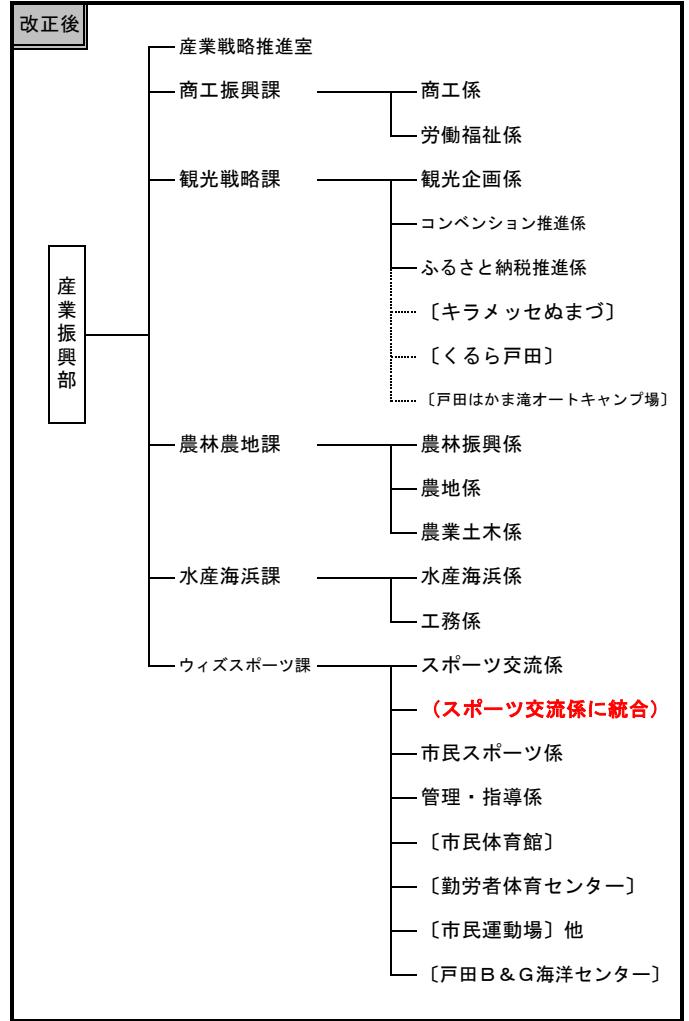
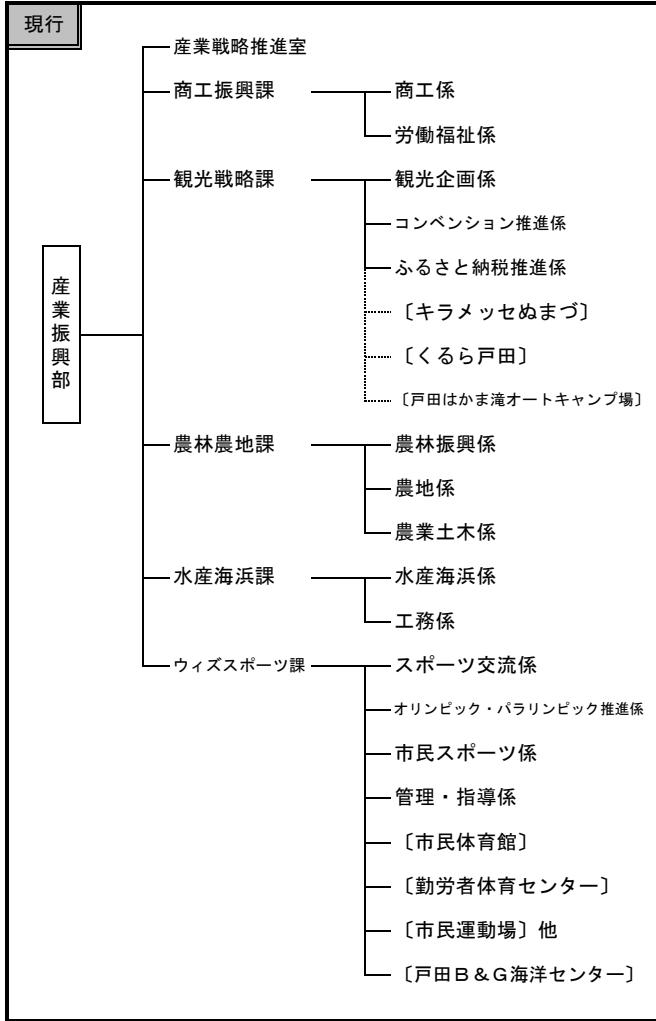
令和5年度における市制100周年記念事業の円滑な推進を図るため、政策企画課内に「市制100周年記念事業推進室」（課内室）を設置する。

＜市民福祉部＞



●障がい福祉課
 障害の「害」の字にマイナスのイメージを感じる人の心情に配慮し、障がいのある人もない人も共に心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指していくため、「障害福祉課」を「障がい福祉課」に、同課内の「障害者基幹相談支援センター」を「障がい者基幹相談支援センター」に名称変更する。

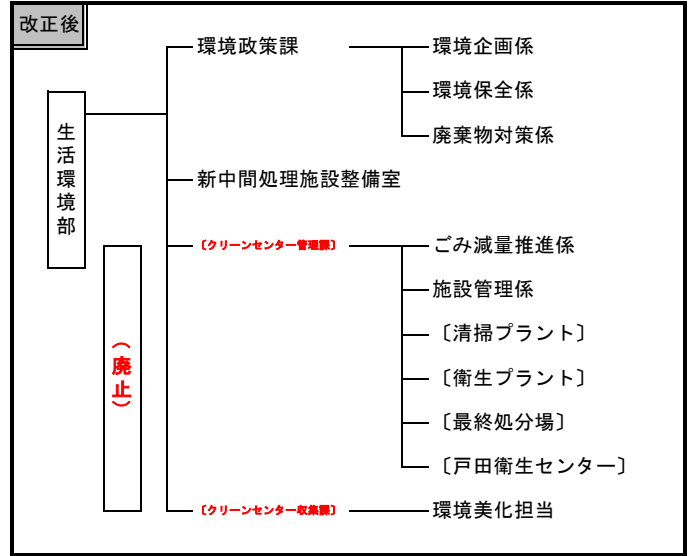
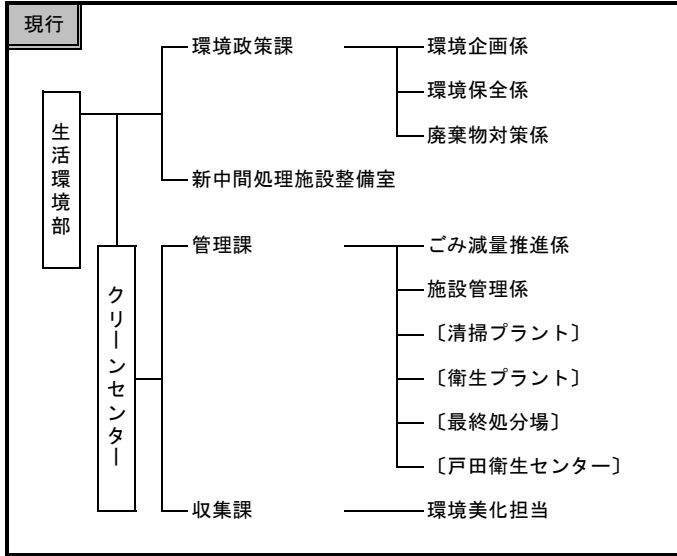
＜産業振興部＞



●ウィズスポーツ課

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が終了し、そのレガシーを活用したスポーツ交流の一体的な推進を図るため、ウィズスポーツ課の「オリンピック・パラリンピック推進係」を同課の「スポーツ交流係」に統合する。

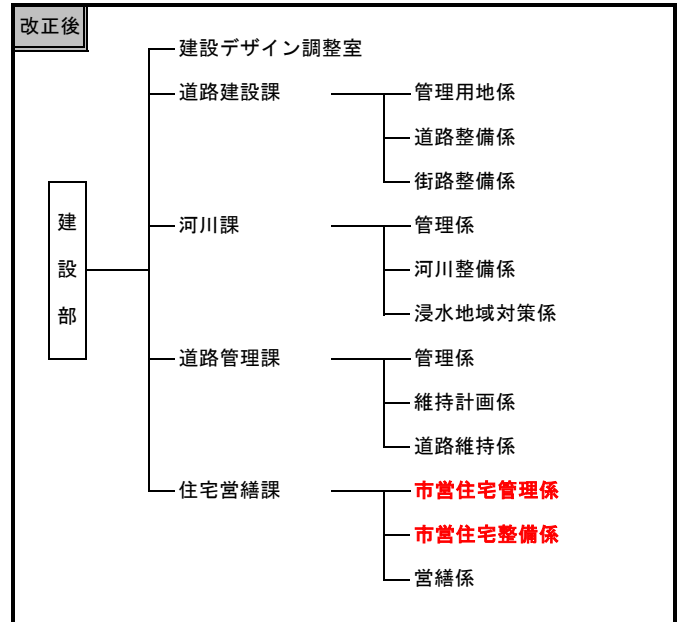
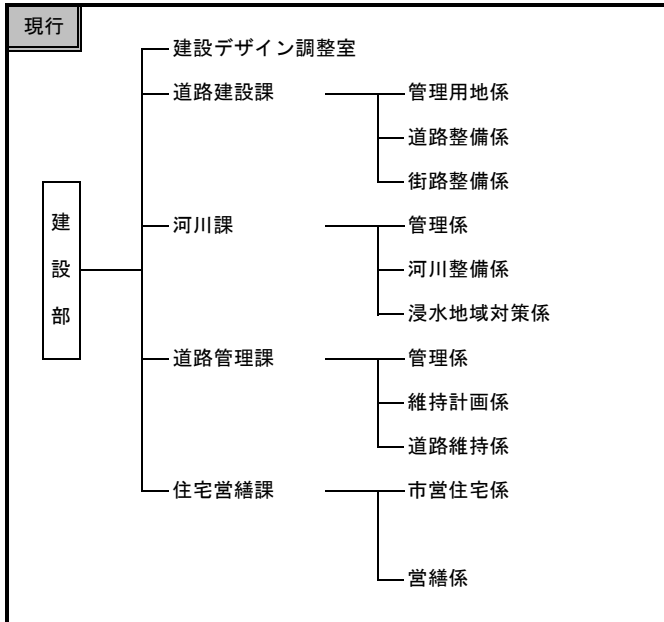
＜生活環境部＞



● クリーンセンター管理課・クリーンセンター収集課

組織をスリム化するため、出先機関としての「クリーンセンター」を廃止し、生活環境部の直轄として「クリーンセンター管理課」及び「クリーンセンター収集課」を設置する。

＜建設部＞



●住宅営繕課

令和4年度から市営住宅今沢団地建替事業が本格化することを機に、市営住宅の管理運営及び整備等をより効率的に行うため、住宅営繕課の「市営住宅係」を分割し、「市営住宅管理係」及び「市営住宅整備係」を設置する。